

熊本県税特別措置条例の改正について（平成30年6月議会）

今回改正した熊本県税特別措置条例の主な改正内容は以下とおりです。

1 移転型事業に係る県税の課税免除について

（1）概要

地域再生法の一部改正を踏まえ、関係規定を改正します。

- ① 地域再生法に基づく地方税の課税免除に係る減収補填措置が設けられたことを踏まえ、移転型事業に係る県税の不均一課税を課税免除に改めます。（第4条の14、附則第2項関係）
- ② その他規定の整理を行います。（第1条関係）

（2）施行日

公布の日

※ この条例は、公布の日又は地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項の規定により熊本県が変更しようとする同項に規定する認定地域再生計画が同条第2項の規定において準用する同法第5条第15項の内閣総理大臣の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行する、としていましたが、公布の日（平成30年7月5日）が認定を受けた日（平成30年6月21日）より遅かったため、施行日は公布の日となります。